

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる

地方自治法

第六章 議会（第 89 条～第 138 条）

第一節 組織（第 89 条～第 95 条）

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

第二節 権限（第 96 条～第 100 条）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。

四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関する事。

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（略）、和解（略）、あつせん、調停及び仲裁に関する事。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関する事。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第九十七条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基く政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

- 2 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

第一百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（略）に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

（○ 2～○ 1 1 略）

- 1 2 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

- 1 3 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

- 1 4 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

（○ 1 5～○ 1 9 略）

第三節 招集及び会期（第 101 条～第 102 条）

第一百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

- 2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

- 3 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

- 4 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

- 5 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日（略）までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第一百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

- 3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

- 4 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。

- 5 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前二項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

- 6 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項

は、議会がこれを定める。

第四節 議長及び副議長（第 103 条～第 108 条）

第百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第五節 委員会（第 109 条～第 111 条）

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。

- 2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中 在任する。

(○ 3 略)

- 4 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

- 5 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる。

- 6 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる。

- 7 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

(○ 8、○ 9 略)

第百九条の二 普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。

(○ 2、○ 3 略)

- 4 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

- 一 議会の運営に関する事項
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 三 議長の諮問に関する事項

(○ 5 略)

第百十条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間 在任する。

(○ 3～○ 5 略)

第六節 会議（第 112 条～第 123 条）

第百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

- 2 前項の規定により議案を提出するに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

- 3 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。
- 第一百十三条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。(ただし書き略)
- 第一百十五条の二 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならぬ。
- 第一百十六条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。
- 第一百十七条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。
- 第一百十八条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第四十六条第一項及び第四項、第四十七条、第四十八条、第六十八条第一項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第九十五条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。
- 2 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。
- (○3～○6 略)
- 第一百十九条 会期中に議決に至らなかつた事件は、後会に継続しない。
- 第一百二十条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。
- 第一百二十一条 普通地方公共団体の長、(中略)は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。
- 第一百二十二条 普通地方公共団体の長は、議会に、第二百十一条第二項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。
- 第一百二十三条 議長は、事務局長(略)に書面(略)により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。
- 2 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員がこれに署名しなければならない。
- (○3 略)
- 4 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

第七節 請願(第124条～第125条)

第八節 議員の辞職及び資格の決定(第126条～第128条)

第九節 紀律(第129条～第133条)

第一百二十九条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反し

その他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

- 2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

第百三十条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

(○2略)

- 3 前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

第百三十一条 議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

第百三十二条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第十節 懲罰（第134条～第137条）

第百三十四条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

- 2 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

第百三十五条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

- 2 懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

- 3 第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員（第138条）

第百三十八条 都道府県の議会に事務局を置く。

- 2 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

- 3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

(○4略)

- 5 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。

(○6略)

- 7 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。

- 8 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利

益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の会期及び招集、議会と長との関係、直接請求制度等について必要な改正を行う。

1 改正事項

(1) 地方議会制度

① 地方議会の会期

- ・ 地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることがこととする。

※ 通年の会期とは、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。

※ 通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日を条例で定める。

※ 長等の議場への出席義務については、定例日又は議案の審議に限定する。

※ 長等が議場に出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義務が解除されることとする（定例会・臨時会においても同様）。

② 臨時会の招集権

- ・ 議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することがこととする。

③ 議会運営

- ・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項（例：常任委員は会期の始めに議会で選任）を条例に委任する。
- ・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることがこととする。

(2) 議会と長との関係

① 再議制度（長が、異議のある議決や越権・違法な議決等に対して、再度の議決を議会に求める制度）

- ・ 一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件（総合計画など）に拡大する。

※ 条例・予算以外の議決の再議決要件は過半数とする。

② 専決処分（議会が議決すべき事件について必要な議決が得られない場合に、議決に代えて長が行う処分）

- ・副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。
- ・条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないこととする。

③ 条例公布

- ・長は、条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。

(3) 直接請求制度

- ・解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。

※ 現行：有権者数の3分の1（40万を超える部分については6分の1）

→ 改正後：有権者数の3分の1（40万から80万の部分については6分の1、80万を超える部分については8分の1）

(4) 国等による違法確認訴訟制度の創設

- ・国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会等への審査の申出もしないとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができるこことする。

(5) 一部事務組合・広域連合等

- ・一部事務組合、協議会及び機関等の共同設置からの脱退の手続を簡素化する。

※ 広域連合は対象外とする。

- ・一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができるこことする。

- ・広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くこことする。

2 施行期日

① 地方議会の会期、臨時会の招集権、議会運営（公聴会等）、再議制度、専決処分、条例公布
公布日

② 議会運営（委員会等）、直接請求制度（署名数要件の緩和）、国等による違法確認訴訟制度の創設、
一部事務組合・広域連合等
公布後6月以内において政令で定める日